

55 明治12年12月16日 菊池長閑

第十二号十二月十六日記

第十二号十月十六日附去月廿二日達別段要用もなければ一々返
答せず仙台并青森鎮台兵野營演習之為メ去月廿二日三日ニ盛岡
ニ着翌廿四日北上川を狭て戦争之体をなす其様盛岡を襲撃せる
を防禦之様なり北ハ夕顔瀬橋詰より仙北町明治橋ニ至り東ハ松
尾山より神子田築川ニ至り兵勢を張り防禦之隊を為す敵ハ之ニ
対して川を停て或ハ水田を停て襲入之形を為す朝八時ニ始り十
一時引上ケ也炮声四方ニ起り如何にも物すこく戊辰橋場之役を
思出したりさのミ足勞して見る程之事もあるましくと輕蔑せし
にあれこれ見物ニ奔走する故後ればせニ出懸たるにもはや引上
之場にて終に不見跡にて聞けハ新土手の業ハ随分見物ニ成たり

と残念なり翌廿五日ハ茨島字菓子と申処之先ニ場を占メ大ニ戦をしたるよし遠方なれハ参らす此折之炮声昨日ニ十倍して従前大炮等試之節よりも猶甚響也同廿六日ニハ大津川原新土手下方へ鍬兵共舟十六艘を繋仮橋を架渡し其夜ハ県庁夜打を防之業をする此事夜八時頃ニ承り政国おくのおすミ横田々三人山本縁と同行中ノ橋へ見物ニ入ると劔附炮を携たる番兵ニ戒られ先以入る能はず内丸ニ何之音もなければまた手配中なるへし炮声起らハ其時入らんと川端ニ潜伏する事三時間計然共更ニ様子不分追々聞配するに発炮するニあらずと聞夫より番兵を欺き内丸ニ通りたるに是もはや引取ニなり大無駄せり同廿七日ニハ茨島ニ於て旅団之礼式同廿八日当地出發ニ成りたり大凡四千人計也とおよし事去月十八日ニ豊川端房嗣子痴癡雄後妻ニ呉遣候此事去月申越たるやと覚居候得共もし覚違も難斗ニ付申知候其前日突然三田茂好杏屋事也来り右縁談申入ニ成り翌日遣し候聳ハ遠の郡役処勤居十九日出立候得は夫婦中ハ不分され共家内之氣入居候来春ハ遠野へ引越か之内話有之候尤およし一人之事

一 おくのも去月廿八日ニ極草産母子共無事別而母ハ珍ら敷程豆敷枕下ヶ前ニも産室ニ居而ハ退屈なりとて勝手へ折々望ミなとする程なり第一乳汗不足なく只残念なるハ女子出生也漸々孫という者杯朝夕之張合ニ成一同歛居候名を薫カキムと付候此元之風ニハちと珍ら敷過たるやと後ニ考候得共もはや届済なれハ今ハ致方なし

去月三十日ニ那珂先生之碑を立て供物いたし頓而友人門人相集終日書画之催もありたり我等ハ孫ノ三日目故朝より参り兼其式

ハ不見其文写して遣し候右ハ石ノ巻産高サ五尺余巾式尺六寸計向拝口ノ左側ニ建たり

通世ハ東京女子師範学校ニ転職ニ成り富士見町五丁目十七番ニ移住之由未だ確報なければ共文部省在官ニ通世を添心する人ありと聞ゆ月給六十円之よし

通文ハ宮古之郡長被命今程ハ任処ニ下着之積りなるにいまた報知なし家内ハ牛蔵築土前ニ借宅之積り不都合察入たり無程歳暮ニ成候折角相凌可申此元米ハ大貴騰七斗にて四円九十五錢之割合ニ相払候払物ハ能けれとも買食之者迷惑察たり

武夫殿

長閑

梧楼那珂先生之碑

先生諱通高梧楼其号幼字堅弥改五郎晚称蘇隠本系江幡氏維新後改那珂其先江戸氏居于常陸国那珂郡後遷于出羽国大館為江幡氏考道春諱通英文政中掣二子来以医任我盛岡旧藩長春庵諱通誠次則先生先生幼而頗異好学属詞章年甫十九亡遊江戸遺一詩曰不以声名驚海内一生不入鬼柳関々我旧藩所設於南境者初学良斉安積翁尋從一堂東條翁受經有東門三五郎之称曰江幡五郎曰安積五郎曰國分五郎後之京都從節斉森田翁学文又之芸遊虎山坂井翁之門為塾長先是藩有廢立之舉春庵君座事嫌疑及先生々々乃潜伏匿跡数変姓名長門人吉田松蔭所著東北遊日記称安芸五蔵者其一也時王室陵夷幕議盛張外交先生与松蔭及安房人鳥山新三郎肥後人宮部鼎蔵等深交陰唱尊王攘夷之論海内為之靡然矣及藩之嫌疑稍霽下帷江戸四方來從者多矣先生潛匿中雖極維谷之艱而所訪則当世

之名儒所交則當世之名士以故學極宏博名聲著都下藩邸聞之新給年俸六十石別起家時安政六年也先生去國凡十五年於是始版藩可謂能踐閩門之言也既而為藩學教授先生受任大改學制一新規模使闔藩子弟就學先生講書每明文法是以生徒更革面目學風大振當戊辰奧羽同盟事起我藩以先生每充使節及事敗朝廷理藩罪先生亦與焉禁錮數年明治四年始蒙恩赦復下帷東京移家無幾囑任大藏省賜月俸五十兩後轉文部省月俸百兩明治十二年五月一日暴病没年五十三政府特賜葬資金百兩葬東京青山墓域先生潛伏中嘗客仙藩粟野氏以女妻生一女版藩後養藤村源藏三子配之曰通世嗣後今為千葉縣師範學校校長先生之赴至也鄉之朋友門人皆驚且痛嗚呼先生在他方日多而在鄉日少矣而一朝奄然而逝朋友徒想握乎之歛門人徒想提耳文恩豈可堪遺憾哉乃相與捐資建石于盛岡大泉寺先塋之傍以表旧友門人追慕之思云

門人

太田代恒徳撰
太田 孝書

(封筒表)

「米國ホストン府

菊池 武 夫 殿

(消印1) (消印2)

(武夫注記1)

(武夫注記2)

(封筒裏)

「大日本岩手県下陸中国南岩手郡

盛岡外加賀野八十六番

菊池 長 閑

報平安

(消印3)

(武夫注記1)

「Mr. T. Kikuchi

c/o Gilbert Attwood Esq.

14 Merchant Exchange

Boston, Mass, U. S. A.

(武夫注記2)

「Ans'd」

(消印1)

「陸中・岩手・一二・一八 盛岡」

(消印2)

「YOKOHAMA JAN 3 1880」

(消印3)

「陸中・岩手・一二・一八 盛岡」